令和4年度第7回箕面市支援教育充実検討委員会 議事録

日 時:令和4年10月4日(火)午後6時30分から午後8時00分

場 所:オンライン開催

出席者:伊丹委員長、小田委員、野口委員、五十嵐委員、橋本委員、中西委員、谷口委員、柳原委

員、吉川委員、つばさの会代表者、ゆうやけの会代表者

新居教員(小学校通級担当者)、文教員(中学校通級担当者)、(1人欠席)

事務局:藤村副教育長、岡局長、藪本副部長、濵口担当副部長、三島学校教育室長、高取児童生徒指 導室長、柴田教職員人事室長兼教育センター所長、鉾之原保育幼稚園総務室長兼保育・幼児

教育センター準備室長、

人権施策室:川田室長補佐、後藤人権教育グループ長、田口参事、大坪参事

傍聴者: 9名

1. 開会

(伊丹委員長)

定刻となりましたので、令和4年度第7回箕面市支援教育充実検討委員会を開催いたします。本日も司会進行を務めさせていただきます委員長の伊丹です。よろしくお願いいたします。本日は前回に引き続き、通級担当者として、小学校で通級を担当されている新居教員と、中学校で通級を担当されている文教員にもご参加いただきます。案件1、「箕面市支援教育充実検討委員会答申素案(概要)」について、事務局より説明をお願いいたします。

2. 議事

案件1 箕面市支援教育充実検討委員会 答申素案(概要)について

○資料3に基づいて事務局から説明

(伊丹委員長)

ありがとうございます。答申の素案の説明をいただきました。私たちが話し合ってきたことを端的にまとめていただいたことに感謝申し上げます。さて、ただいまの説明に関しまして、ご意見やご質問はございますか。

(新居教員)

丁寧にまとめていただきありがとうございました。まず「学びの場の充実」において、「一人一人に個別最適な自立活動を実施する」とあります。本当にそのように取り組んでいきたいのですが、今年度、支援教室にもWi-Fiを設置していただき、昨年度よりもかなり改善していますが、実は、まだ一部の支援教室にWi-Fiが通ってないというようなことも伺っていますので、支援教室も増えてきていますが、どの教室でもWi-Fi環境が整えばさらに良いと思っています。また、支援教育介助員については、「(仮称)学びの充実サポーター」とあるのですが、確かに学びサポートをするお仕事もたくさんしていただいてますが、医療的ケアや重度の子どもの身体介助の仕事もたくさん介助員に担っていただいてるので、この名称のことについてもまた検討いただけたらと思います。また、現在、任期付の介助員のかたにタブレットが配布されていますが、多い学校だと約10人の介助員で1台のタブレットを使用しており、情報共有が難しいということを聞いています。そのため、1人1台とは言いませんが、もう1台ずつでも、可能な限りで介助員のタブレットも増やしていただけたらと思います。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。その他、ご意見やご質問はございますか。今のWi-Fi 環境を整えるということは喫緊の課題であると思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。また、介助員の「(仮称)学びの充実サポーター」という呼び方についてですが、実際、介助員のかたは、どのように思いますか。

(柳原委員)

この充実検討委員会の話を受けて、介助員連絡会でも話し合いました。その際に、「(仮称)学びの充実サポーター」という名称は、数年前に箕面市の学校にいらっしゃった「学習支援委員」とかぶるという話が出ました。先ほど、新居委員がお話ししてくださったように、生活全般の介助を必要とする子どももいますし、お友達との関係の部分で、サポートが必要という子どももいるため、この名称に関しては、やはりご検討いただきたいと思っています。先生がたにも誤解のない名称で、「この人たちはこのような働きをするんだ」とわかっていただきやすい名称になれば良いと考えています。また、全ての支援教育介助員を「(仮称)学びの充実サポーター」に移行し、校内でサポートを必要とする子どもたちの支援を行うことについてですが、基本的には、現在、在籍している子どもたちが最優先だというふうに私たちの中では考えています。今後、支援学級から学びの場が通級に移る、また、通常学級の中で過ごしていけるようになった子どもたちが私たちの守備範囲になると思っています。この点に関しましては、実際に制度が始まる前に、どこまでをサポートするのか、どういう形で行っていくのか等、具体的な検討が必要だと思います。現在、介助員は約140人いますので、各々が勝手な思い込みや解釈で色んな働き方をしてしまうと、現場が混乱してしまい、結果として、子どもたちが1番困ってしまうと思いますので、そのような事態にならないよう、先生がたと一緒に考えていけたら良いと思っています。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。名称を整えるということで働き方を明確にするということと、全員の気持ちを一致して、子どもと関わっていただくということが何より大事なことだと思います。吉川委員はいかがですか。

(吉川委員)

柳原委員がおっしゃってくださった内容とほとんど同じなのですが、名称はやはり現場の声を聞きながら検討していただけたらと思います。また、介助員がきちんと支援を行えるように、サポートを必要とする子どもと、その子どもの背景もきちんと伝えていただくようなシステムにしていただきたいと思っています。そして、それを文書化していただき、先生がたにもきちんと理解していただけるようなシステムにしていただきたいと思っております。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。きちんと役割分担をし、何を明確にしていくのかということを整理することが、困っている子どもたちにとって非常に大事なことだと思います。非常に貴重なご意見だったと思います。その他、ご意見ございませんか。事務局より補足説明はございますか。

(事務局:後藤人権教育グループ長)

事務局から補足説明させていただきます。今ご確認いただきました資料3ですが、こちらの答申素 案の概要につきましては、今後この資料に、説明資料を加えまして、学校関係者や、保護者会のかた に説明させていただきたいと考えております。また、事務局としましては、広くご意見を頂戴したい と考えておりますので、箕面市支援教育充実検討委員会におきまして、パブリックコメントを実施し てはどうかと考えております。ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。ただいまのご説明に関しましてご意見やご質問をいただきたいと思います。このように様々な議論を重ねて、支援教育についての方向性を示せていると思います。委員長としましても、さらに広く市民の皆様がたの意見を頂戴することについて、大賛成です。やはり、市民の皆様あっての支援教育、教育だと思います。私は賛成したいと思いますが、皆様はどうですか。ゆうやけの会代表者、保護者として、どのようにお考えでしょうか。

(ゆうやけの会代表者)

私が 600 人の代表として 1 人でこの検討委員会に出席することに、日々限界を感じていますので、 パブリックコメントというのはとてもいい機会だと思います。ぜひお願いしたいです。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。つばさの会代表者はいかがですか。

(つばさの会代表者)

私もつばさの会の会報等で報告等をしていますが、やはり会報のスペースが限られていますので、 パブリックコメント等で報告していただくことで会員のかたに、より周知できると思います。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。委員の皆様も賛成、賛同ということでご理解させていただいてよろしいでしょうか。特に異論はなかったように思いますので、賛同いただきまして本当にありがとうございます。パブリックコメントを実施するにあたり、現時点でスケジュール等、決まってるものがありましたら、事務局から提示いただけますか。

(事務局:後藤人権教育グループ長)

皆様、ご賛同ありがとうございます。現在、事務局で想定しております、パブリックコメントの実施スケジュール案を作成いたしました。画面共有にて一旦お知らせさせていただければと思います。まず、次回の第8回箕面市支援教育充実検討委員会につきましては、令和4年の11月28日の月曜日に開催できればと考えております。また、その際に、パブリックコメントで使わせていただく資料の内容を、皆様にご確認をいただければと考えております。その後、令和4年12月5日から令和5年の1月4日までの約1か月間をパブリックコメントの募集期間として設定させていただき、資料を配布し、市民の皆様から幅広くご意見をいただければと考えております。1月4日の募集期間終了後、集約したご意見を令和5年1月20日の金曜日に開催を予定しております、第9回箕面市支援教育充実検討委員会にて、皆様にご確認していただきたいと思っております。それを踏まえまして、教育委員会にお返しいただきます答申の内容の確認を皆様とさせていただければと思っております。最後に、令和5年1月31日の火曜日に開催を予定しております、第10回箕面市支援教育充実検討委員会は、最終的な教育委員会への答申という形で行えたらと思っております。

(伊丹委員長)

ありがとうございました。ただいまの予定に関しまして、ご質問やご意見ございますか。パブリックコメントをいただくということは、ありがたいことだと思います。箕面市の支援教育について、より良い方向性を示すためですので、委員の皆様がたには引き続き、ご支援とご協力を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。その他、ご意見やご質問ございますか。

(柳原委員)

答申素案の文言についてお願いがあります。「人権意識と障害理解」に、「全ての教員の人権意識の向上のために、障害理解を含む人権に係る研修をより一層充実させる」という文言があるのですが、学校の中には先生ではない私たちのような介助員もいますので、「教員」ではなく「教職員」として含めていただくことは出来ますでしょうか。加えて、「インクルーシブな学校を作っていくために必要なことについて教員だけでなく児童生徒も主体的に考えられるような機会を確保する」というところで、私たちや先生がたとも一緒に考えていきたいと思いますので、この文言も「教職員」にしていただければと思います。

(伊丹委員長)

事務局で、修正をいただけたらと思います。全ての子どもに関わる大人がそういう意識を持たなければならないと思います。その他、ご意見ございますか。

(新居教員)

「教職員の在り方」に「合理的配慮や支援教育に係る研修を学級担任向けにも実施する」とあります。支援担任だけでなく学級担任も含まれていることはわかるのですが、中学校では、副担任や教科担任もいらっしゃいますので、学級担任含めて全教職員でというふうに書いていただけたらと思います。また、「支援教育コーディネーター」という名称についてですが、現在私たちは「支援コーディネーター」という呼び方をしていますが、ここでの支援教育コーディネーターは、支援担の窓口やまとめ役のかただと理解しました。支援コーディネーターであれば通級担当や養護教諭、生徒指導が担

っており、複数名で担っておられる学校もたくさんあるかと思いますので、支援担任のまとめ役であれば、それが明確にわかるような名称だと良いと思いました。

(伊丹委員長)

中学校では、教職員や学級担任、副担任、教科担任等、様々なかたがいらっしゃいますので、やは り誤解されない文言にすることは非常に重要な視点であると思います。 事務局としては、どのよう に捉えていらっしゃいますか。

(事務局:田口参事)

文科省の定義としては、支援教育全般として「支援教育コーディネーター」を位置づけています。 ※本資料での「支援教育コーディネーター」は、支援担任のリーダー役に注目し、記載しています。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。では、修正を考えていただくということでよろしくお願います。その他、 ご質問やご意見ございますか。では、案件2「支援学級及び通級による指導の適切な運用」について、 事務局より説明をお願いいたします。

案件2 支援学級及び通級による指導の適切な運用について

○資料1、資料2に基づいて事務局から説明

(伊丹委員長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問はございますか。新しい 支援教育の有識者会議にも参加していただいている野口委員、全国と大阪府は違いますか。

(野口委員)

はい。例えば、東京都の場合、特別支援教室という形で全ての学校に通級が設置されているため、通級に通う子どもの数は圧倒的に東京都のほうが多いと思います。他の自治体でも、まだまだ通級の設置は進んでないところもあります。例えば大阪府であれば、支援学級に通っている子どもが東京だと通級に通っているという状況がかなりあるという印象があります。その点については、文科省の会議においても指摘がなされており、通級は週1コマから8コマまで抽出して授業ができるので、8コマまでの抽出の授業をしているのであれば、その子どもは基本的に通級の対象となり、8コマ以上必要、別の場での学びが必要なのであれば、その子どもに対しては支援学級を検討していくというような、連続性を保っていく必要があるという話になっていたかと思います。

(伊丹委員長)

東京都の場合、通常学級にサポーターのようなかたはいらっしゃいますか。

(野口委員)

はい。支援員のかたはいらっしゃいます。私も支援員の数や割合はわかりませんが、かなり自治体や学校によって差がある印象です。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。小田委員は様々な都道府県に行かれてると思いまが、この点について大阪 府は違いますか。

(小田委員)

違います。京都府と大阪府も違うと思います。京都府もやはり通級による指導が多いと思います。 野口委員、1点、お伺いしたいのですが、先ほど東京都に特別支援教室が多くあるとおっしゃっていましたが、それは制度上の通級による指導なのか、学校独自で設置している特別支援教室なのかどちらですか。

(野口委員)

制度上の通級なのですが、基本的には巡回形式で行っています。設置は各学校にされていますが、 先生が常駐している状況ではなく、拠点校のような形で先生たちが、例えば2校ずつや、3校ずつを 受け持って巡回されているというような形を取っています。

(小田委員)

やはり、そのあたりのシステムの考え方が違うと思います。東京都では、全ての高等学校に通級という形になりました。

(野口委員)

要は、東京都では巡回の形で行っていますので、常に先生が常駐してる形ではないということです。

(小田委員)

特に東京都と大阪府はこの点の違いが大きいのかと思います。大阪府の通級の場合、制度の中での通級による指導の通級指導教室と、制度ではなく学校独自で設定できる特別支援教室があります。それも行っているところは、大阪の中で一部あると思いますが、学校独自で行っていくのは、やはり大きい学校でなければ難しいと思いますが、通級の指導が一定確保出来なければ、現在の支援学級を単に整理することは難しいと思います。大阪府の現状からすると、通級を増やせなければ、支援学級の数を減らすだけとなり、支援学級の在籍ではなくなるだけとなってしまう話になってしまうという点を危惧しています。

(野口委員)

補足なのですが、文科省で、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」が行われており、私も出席しているのですが、そこでも通級の話をしています。その会議では、他校通級という形は、すごく負担が高いため、巡回式や自校通級を目指していくべきなのではないかという議論や、すごく子どもが少ない地域や自治体、遠方の地域には巡回することが難しいという話とかもあります。そのため、例えばオンラインの授業を認めるであったり、そのようなことも必要なのではないかという議論が現在行われています。そのため、箕面市に合った通級の方法がどのような方法なのかという観点で検討していくのが良いと思います。

(小田委員)

大阪府では、富田林市が巡回式の通級を行っています。資料1のP5に記載の「通常学級内で自立活動を行うケースもある」ということで、今後考えていかなければならないと思っているが、特別の教育課程です。通常学級で特別の教育課程を位置づけることも可能だと思っていますし、実際に行っているのではないかと思います。みんなの目標がここにあっても、その子どもの目標は少し変えて設定して、その子どもの特別の教育課程というのは、通常学級で行っていることが多いと思います。そのため、大阪府の場合、「支援学級で何時間」というよりも、「通常学級でも特別の教育課程をします」ということをきちんと説明すべきだと思っています。例えば、学級会等では、特別の教科教育課程で行うことは難しいですが、算数や国語等の教科ではおそらく、特別の教育課程として、その子どもに応じた目標設定と評価の仕方で、通常学級で学んでいると思います。それも特別の教育課程だと思いますので、学びの場が、特別支援学級だけにとどまらないということだと思います。そのように考えると、支援学級でも通常学級でも特別の教育課程、いわゆる自立活動を行っているという説明があると良いかと思います。時間数の問題ではないような気がするのですが、いかがでしょうか。そうしなければ、これまで、大阪府が行っていたものが間違ってましたというふうになってしまわないかと懸念しています。

(伊丹委員長)

小田委員、基本的に国は、この通常学級内での自立活動は、あまり認めていなかったと思います。

(小田委員)

特別の教育課程という広い意味で考えてみると、通常学級でも目標設定、評価の基準を変えて行うことは可能だと思います。実際そのように行ってきていると思います。このように視点や評価の方法を変え、特別の教育課程で行っている面あるということを説明すべきだと思います。そして結果とし

て、それが自立活動という場合もあると思いますし、特別の教育課程として合わせた指導もあるかと 思います。通常学級でも自立活動を行っていると思います。

(伊丹委員長)

今まさに行っているところが多いと思います。この点は府教委レベルが国に発信してなければならないと思います。

(小田委員)

説明の際に、時間の問題に重きを置くのではなく、「通常学級でも特別の教育課程を位置づけて行っている」ということを言わなければならないと思います。

(伊丹委員長)

そうですね。時間ばかり先行してますからね。

(小田委員)

特別の教育課程を何時間、どの程度行っているかという意味では、15 時間以上行っていると思います。そのような考え方のもとに、府教委は「今までと大きく変わらないです」と言っていると思います。そのため、説明の仕方だと思います。ただ、あまり策がなく、通常学級のみで行っているというところも一部ありますので、その点に関しては今回、やはり是正したり、見直す機会にすべきだと思います。

(伊丹委員長)

この点はやはり変えていかなければならないです。野口委員、国連から「日本の教育は分離教育である」というような通知に対してわかりやすく、すばらしいコメントをしていただいたのですが、時間数で行うと、今まで以上に分離教育につながる危険性はないですか。

(野口委員)

小田委員がおっしゃっていたことを、私も文科省に聞いたことがあるのですが、通常学級において特別の教育課程をしている場合は、それも含めて考えることは出来ないかという話をしたのですが、現在の制度上、特別の教育課程をするのであれば、その場に特別支援学級の先生が必要になります。「特別支援学級の先生がその子どもに付いて、通常学級で特別の教科で自立活動とか教えている時間は、それ以外の7人の子どもたちはどうしてるのか、その子どもたちの学びの保障は誰がどのようにするのか」という観点から、「現実的に半分以上の時間は集めて指導しなければ難しいのではないか」という話でした。ただ、伊丹委員長がおっしゃったように、国連の勧告からしても、一律で全員の通常学級の時間数を半分にするのではなく、より柔軟にその制度を運用していく必要は確実にあると思います。先ほどお伝えした、今、私が参加している国の検討会議の中でも、通常学級に在籍している、いわゆる22条の3に該当する子どもたちへのサポートも大阪府は、かなり充実してされてると思いますが、全国的には足りていない状況ですので、通常学級を選択した子どもたちに対して、どのようなサポートをしていくのかということも含めて、今後もその検討会議で話し合われると思います。その中で、「特別の教育課程を通常学級で行い、そこに対して通常の学級の先生が責任を持ち指導するということは、果たして本当に不可能なのか」というような観点は出していきたいと思っています。

(伊丹委員長)

ぜひお願いしたいと思います。小田委員、いかがですか。

(小田委員)

私も国連の通知については反論していました。本来のインクルーシブ教育という、1番最初の段階の特別支援教室のⅠ、Ⅱ、Ⅲをつくるという発想が求められている。そしてそれが理想で、通常学級と特別支援学級、障害のある子どもとない子どもの統合ではなく、前提が一緒になって、その子どもにとって必要な支援があることが必要だと思います。今が転換期になると思います。これを機に、日本の本当のインクルーシブの在り方を考えていかなければならないと感じています。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。

(橋本委員)

中学校の立場から言いますと、小田委員がおっしゃってくださったように通常の学級で、もしできるのであれば、それにこしたことはないかと思いますが、授業時数だけで半分取られてしまうと、その子どもたちの評価がつきません。通常の評価がつかないと思いますので、受験の際には、全て横バーで受けることになるという懸念があります。また、現在の国の方法でいくと、支援学級の数を減らしたいのであれば、その分を通級でまかなうと思うのですが、支援学級にいた子どもが通級に行くだけなので困っている子どもの数は変わらないと思います。そうなれば、サポートするメンバーの数が減り、必然的にサポートできる量も少なくなるのではないかと考えてしまいます。この部分を、中学校では教科担任が補うことになると思いますので、評価の方法について心配をしています。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。やはり中学では高校入試について考えなくてはなりません。特別の教育課程による指導になれば、横バーになってしまう可能性がありますので、小田委員もおっしゃったように、一律、何時間以上という時間にとらわれるのではなく、教育課程をどのようにするかを支援計画に基づいて考えていかなければならないと思います。その他、ご意見やご質問ございますか。

(小田委員)

橋本委員がおっしゃったところが、現在、大阪府の大きな課題だと思っています。伊丹委員長がおっしゃったように特別の教育課程を位置づけている子どもに関しては、基本的にほかの子どもと同じような評価ではなく、文章表記になります。しかし、中学校の支援学級に通っている子どもたち、全国平均では約50%、大阪府は81%が高等学校を受験しています。特別の教育課程が必要な子どもが支援学級にいくはずであるが、その子どもたちの約80%が支援学級から高校を受験するということは、この子どもたちに対する評価の方法がいろんな形の矛盾になっていると思います。

(伊丹委員長)

ありがとうざいました。その他、ご意見ありますか。

(文教員)

現在の箕面市の中学校通級に関して言いますと、放課後指導が基本になっております。先ほどの橋本委員がおっしゃったように授業を抜いてしまうと同一評価が難しくなるということもありますので、多くの時間を抽出で割くことはすごく難しい部分があります。しかし、放課後指導が中心になってしまうと、必然的に見ることができる人数がすごく限られてしまい、週1回見たい子どもであったとしても、月2回になるなど、物理的な時間が確保出来ないという部分があります。そのため、今後、通級在籍の子どもが増えるのであれば、授業時間内で抽出して指導していく方向に持っていっていただかないと難しいと思います。

(伊丹委員長)

谷口委員、中学校はどうですか。支援学級に在籍している子どもも、高校進学を目指しておられる 子どもが多いですか。

(谷口教員)

基本的に保護者のご意向は、通常学級に参加して、公立高校を目指されている方が多いのかと思います。支援学校への進学を考えておられる場合は、小学校から中学校に上がる際に、もうその選択をされているご家庭もあると聞いております。中学校としては、通常学級に入った状態で、自立活動を実際に行っている現状があるので、それは訴えてほしいと思っています。

(伊丹委員長)

ご意見ありがとうございます。その他、ご意見ございますか。

(五十嵐委員)

小学校でも、基本は「通常学級で入れるものについては入れましょう」というスタンスで行っているので、先ほど小田委員がおっしゃっていたように、通常学級でその子どもに合った目標に合わせたもので取り組んでいます。それを、通常の教育課程と言われるのか、特別の教育課程と言われるのかというのは、そのあとどのように見るかという違いだと思います。そのため、小学校としては入れるものは入っていただき、「今日はここまでやろう」など、その子どもたちの力をつけていく、自尊心を伸ばしていくというような形が基本になっていると思います。先ほど、中学校では、基本的に公立高校に進学するという形だということですが、小学校では、高校進学について、そこまで意識がありません。

(伊丹委員長)

中西校長先生は、ご意見ございますか。

(中西委員)

通常学級を中心に、支援教育を展開していかなければいけないと今回もやはり思いました。この文料省の通知を見ても、特別の教育課程、自立活動ということがきちんと計画出来れば、インクルーシブを進めていいのではないかと思います。豊能地区や隣の市や町などが、枚方市のようになっていると聞きますが、自立活動をきちんと計画出来ているのであれば、支援担当だけではなく、学校全体でそれができると良いと思います。私は、20年前に通常学級の授業をつくる際、支援の子どもを必ず入れた授業を計画するように学校をあげて取り組んでいました。そのため、強調して通常学級がきちんと支援計画を展開していかなければならないというのを、あえて言わせいただきました。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。その他、ご意見ご質問ございますか。このように議論している通級を充実させるという方向性は決して間違いではないと考えています。ただ、通常学級で、その子どもがいるだけで満足したような支援ではなく、その子どもがそこで充実した時間を送れる形をつくっていくという通常学級での自立活動の指導という観点はこれまでも大阪府で行ってきたところですので、この点もうまく充実させながら、今後も取り組んでいく必要があると思います。だからこそ、教職員のかたに支援教育についての研修をたくさん受けていただき、子どもに関わる大人が全て理解しながら、どの場でも充実した支援を目指すことは重要だと思います。その他、ご意見ございますか。

(新居教員)

授業中に抽出をすると、別の部屋ではありますが、そこでの自立活動や、学習を行っていると認めていただいていると、より自立活動、抽出指導が充実して子どもも通常学級で、いきいきと過ごせますし、支援学級でも、いきいき過ごせるため、両方うまくいくのになと思っています。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。抽出を理由に、その時間が欠席扱いになるということではないと思います。 自立活動の支援計画に基づいてそれがなされてるか、その教育をしている内容が別の教育課程を使っ ているかどうかというところで、評定がなされると思いますので、ここは統一して、見解を一致させ ていかなければならないところだと感じました。小田委員はいかかですか。

(小田委員)

自立活動も教科の基礎を行っているところもあります。そういう意味では、その教科の基礎を行っているという位置づけがあればいいと思いますし、そのために個別の指導計画にきちんと位置づけることが必要です。位置づけておくとその説明もできるので、あとづけではなく先に個別の指導計画として位置づけておくということが大前提になると思います。それでこそ評価もできるので、「教科の基礎を自立活動の観点を入れて行っています」ということであれば、当然、出席扱いになりますので、そのように考えていくべきかなと思います。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。野口委員、どうですか。

(野口委員)

結局、この評価について大事なのは、「どこで教えるか」ではなく、「何を教えるか」というところだと思います。例えば、教科は出席していれば、評価が得られるわけではなく、評価の基準があります。そのため、その評価の基準を別の場で学んで満たしていれば、それは評価できるものにはなると思います。情緒の支援学級と知的障害の支援学級が分かれているのはそういう意図があるかと思いますが、基本的には、その情緒の支援学級において、教育課程は自立活動と置き換えたりするということを基本として、教科については、基本的な学年相応のものを別の場であっても学び、知的障害のある子どもについては、学年相当の教科を学ぶことがその子にとって適切であれば基本的な準ずる教育という形になりますが、難しい場合は下学年の内容の教科をする、もしくは、特別支援学校の知的障害用の教科をするというような形になります。すると、評価も違う軸になってしまうので、高校受験が難しいという形にはなってしまうと思います。そのため、小田委員がおっしゃったように個別の教育支援計画、個別の指導計画をつくる段階で、その子どもにとってどこまで学年相応でやるのかというのところさえ決まっていれば、評価基準が明確になりますので、それをどこで教えようと、その評価基準に沿って評価をすればいい話だと思います。そのため、何かそのようなところを支援計画の中で管理していけるといいと思いました。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。教科における指導計画の中に位置づけて行う、学びの場ではなく学びの形であるという観点は大事です。この点は誤解が多いかと思いますので、ここは統一して、箕面市としての見解のようなものをつくっておかれるといいのではないかなと思います。ちなみに保護者のかたはいかがですか。

(つばさの会代表者)

評価に関しては、評価の手引を入学当初にいただきました。提出物、宿題等が半分と、定期テスト、 試験等が半分ということでしたので、子どもには定期テストは、頑張って半分取ろうというのと、提 出物は必ず全部出そうということで、大体納得できる評価をいただいていると思います。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。ゆうやけの会の代表者はどうでしょうか。

(ゆうやけの会代表者)

小学生なので高校についてはまだ思いが及ばないのですが、保護者としては学びの場がどこであろうと、特に問題はしておらず、支援学級、通級、通常の学級であろうが、子どもにとって最適な学びが得られればいいと考えております。しかし、配慮していただいた結果、何か不利益を被るというような結果があってはならないのではないかと思います。そのため、例えば、抽出されることでその時間が授業単位として認められないというような結果があるなど、合理的配慮としてもらったものが、結果が合理的配慮がない結果になるという、すごく矛盾につながるような支援の方法なのではないかと思いますので、そのような不利益があれば、きちんと説明するべきだと思います。

(伊丹委員長)

その思いをきちんと受け止めて、いかなければならないと思います。その他、ご意見やご質問ございますか。難しい問題ではあると思いますが、全教職員の意識を統一しておかなければ、ぶれが生じ、説明する際に、違うということにはならないように、きちんとした形をつくっていく必要があると思います。本当に委員長としまして、この充実検討委員会で議論を重ねた通級の全校設置、これは絶対必要です。また、複数、必要だと思います。放課後までサポートをしていただいていて、血のにじむような努力だと思います。そして、現在は、介助員ですが、「(仮称)学びの充実サポーター」についても、名称について考えていかなければならないと思います。また、教職員全員の研修、支援教育コーディネーターの専門性の向上、さらには人権意識と障害理解の向上、これは全ての子どもに関わる大人が絶対に必須で行わなければならないことだと思います。このようなことを実施することで、今回の文科省の通知は十分対応できると思います。ここの意識を統一し、なおかつ、これまでの大阪府の文化を大事にしながら、教育委員会としても、さらにバックアップしていただきたいと考えます。これは委員長からの提案ではございますが、各校を巡回して、支援教育に係る教職員の困り事や保護者の困りごとに対して、的確に対応できることに特化した支援教育専門員、巡回の専門員のような人

員の配置を是非とも検討いただけたらと思います。私も未熟ながら、色んな学校を巡回させていただく中で、助かったと言っていただきました。ぜひそういうかたを複数名、対応いただけたらいいと思います。学校現場も、保護者の皆様も学びの環境の大きな変化に、不安を感じていただくようでは、やはり教育はうまくいかないと思います。ぜひ、充実検討委員会の方向性に加えて、教育委員会のほうからも、支援教育専門員の配置、通級を増やす等について、全力のバックアップをいただけたらと思いますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

案件3 その他

案件3、「その他」です。事務局から何かございますか。

(事務局:後藤人権教育グループ長)

次回の開催は、11月28日月曜日を予定しております。開催時刻、開催方法は今回と同様に、18時半から Zoom にて開催を予定しております。

3. 閉会

(伊丹委員長)

以上をもちまして本日の案件は全て終わりました。令和4年度第7回箕面市支援教育充実検 討委員会を閉会します。